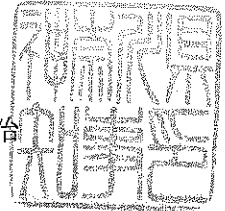


水第1549号
令和3年8月18日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに
許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めた
いので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

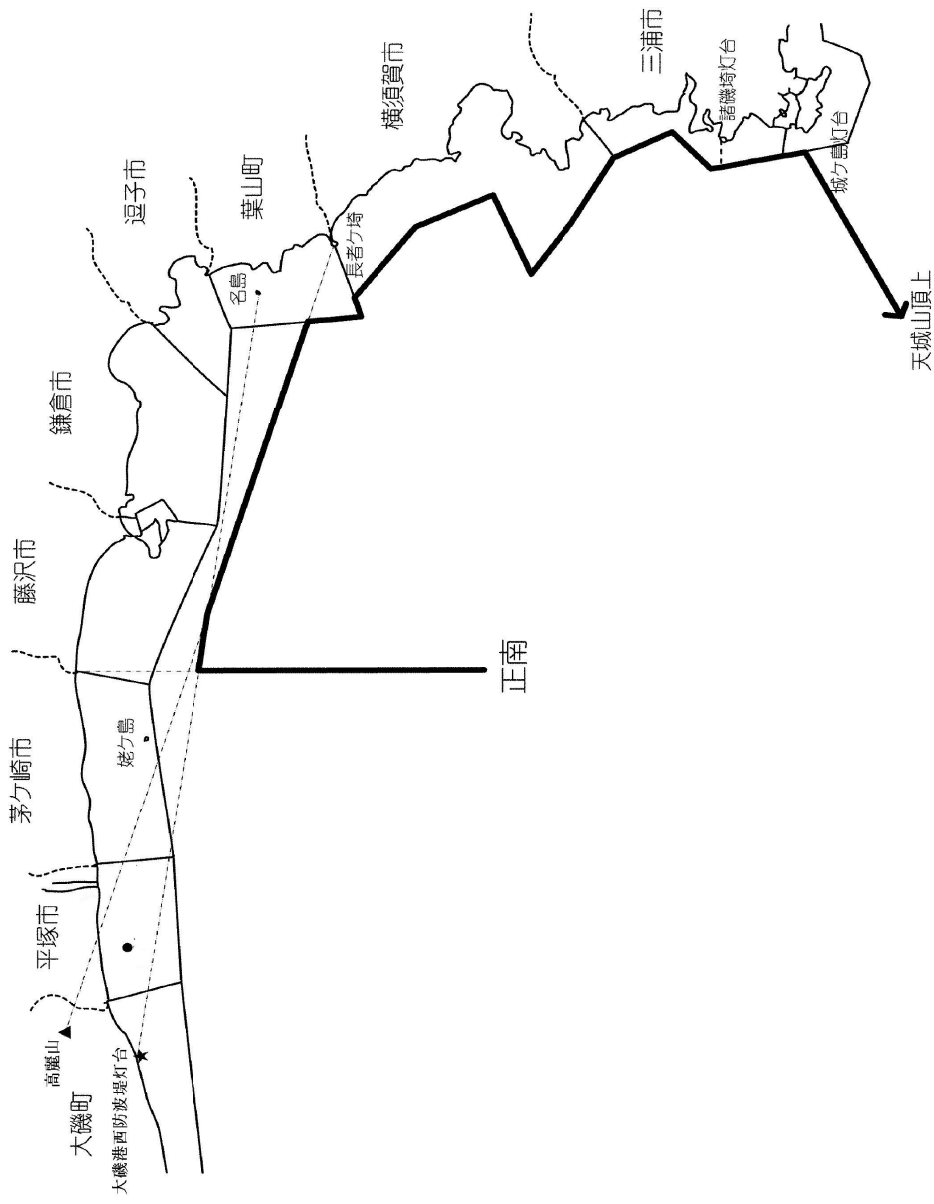
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件）	許可又は起業の認可をすべき期間	（許可の有効期間）
ひらめ一枚網漁業	10	定めなし	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm以上 2.網丈 4.5m 以下	令和3年9月16日から同年10月15日まで	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

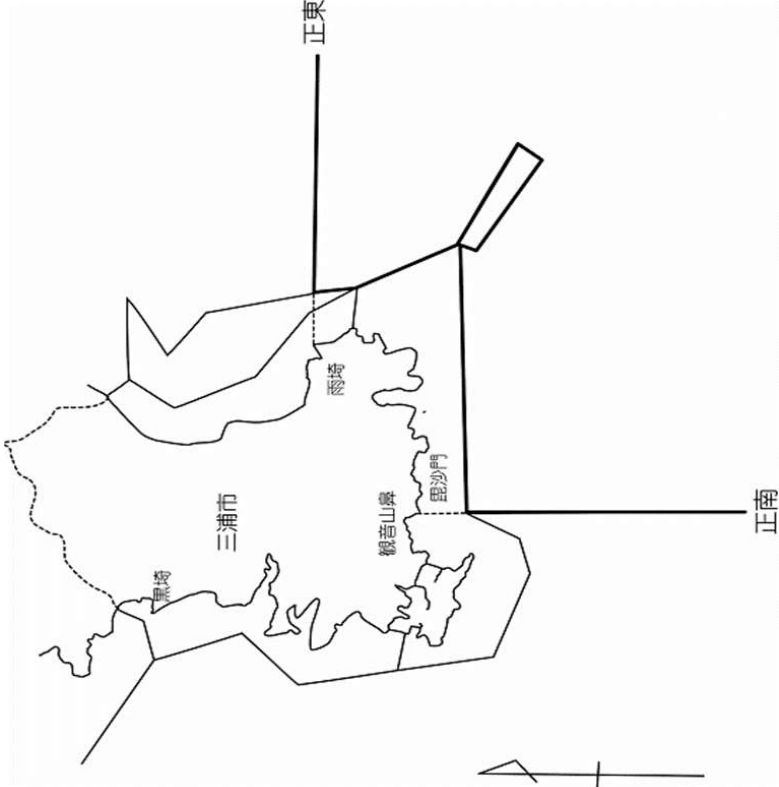
操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



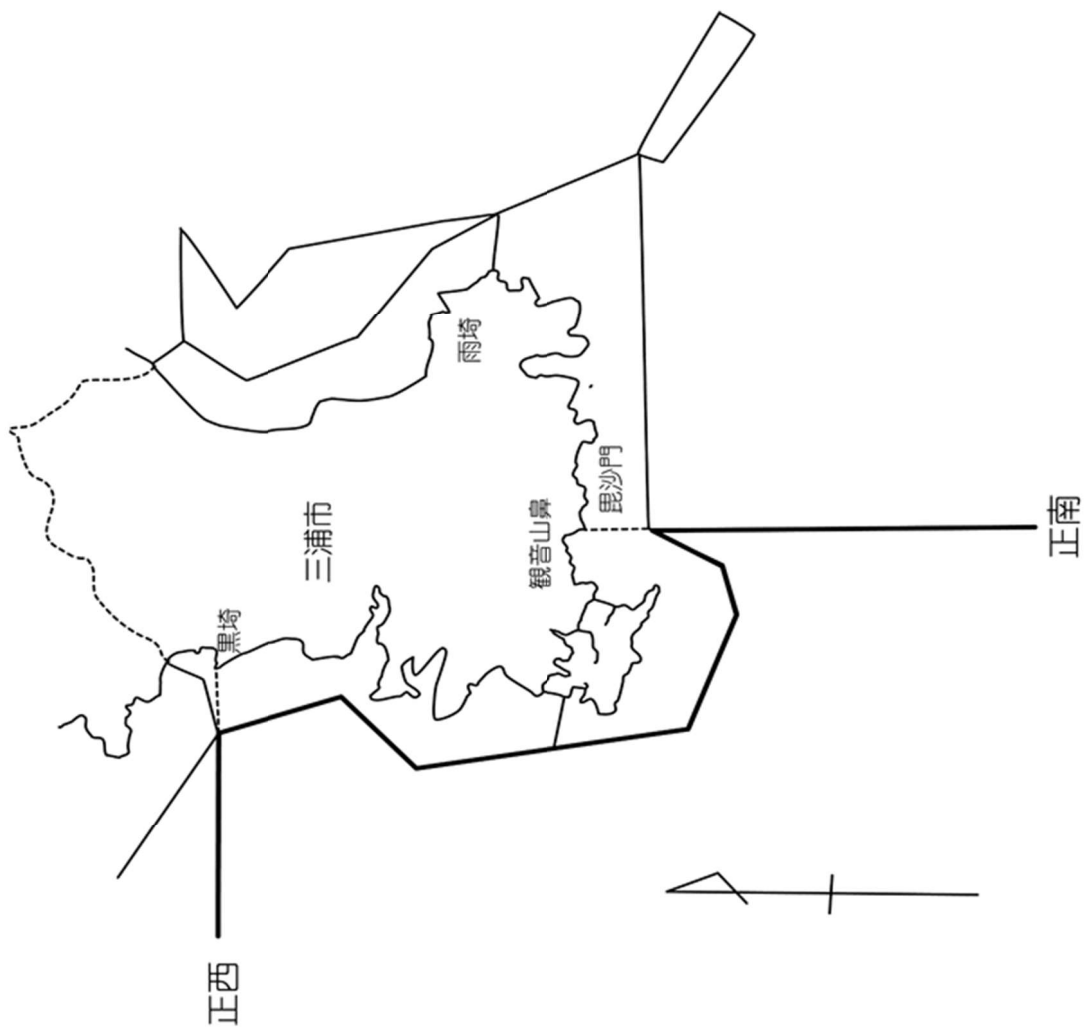
同上	8	同上	三浦市南下浦町金田雨崎より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	12月1日から翌年5月31日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有している者 三浦市南下浦町毘沙門に漁業根拠地を有している者	同上 同上	同上 同上	同上 同上
----	---	----	---	------------------	---	----------	----------	----------



三浦市南下浦町金田雨崎より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

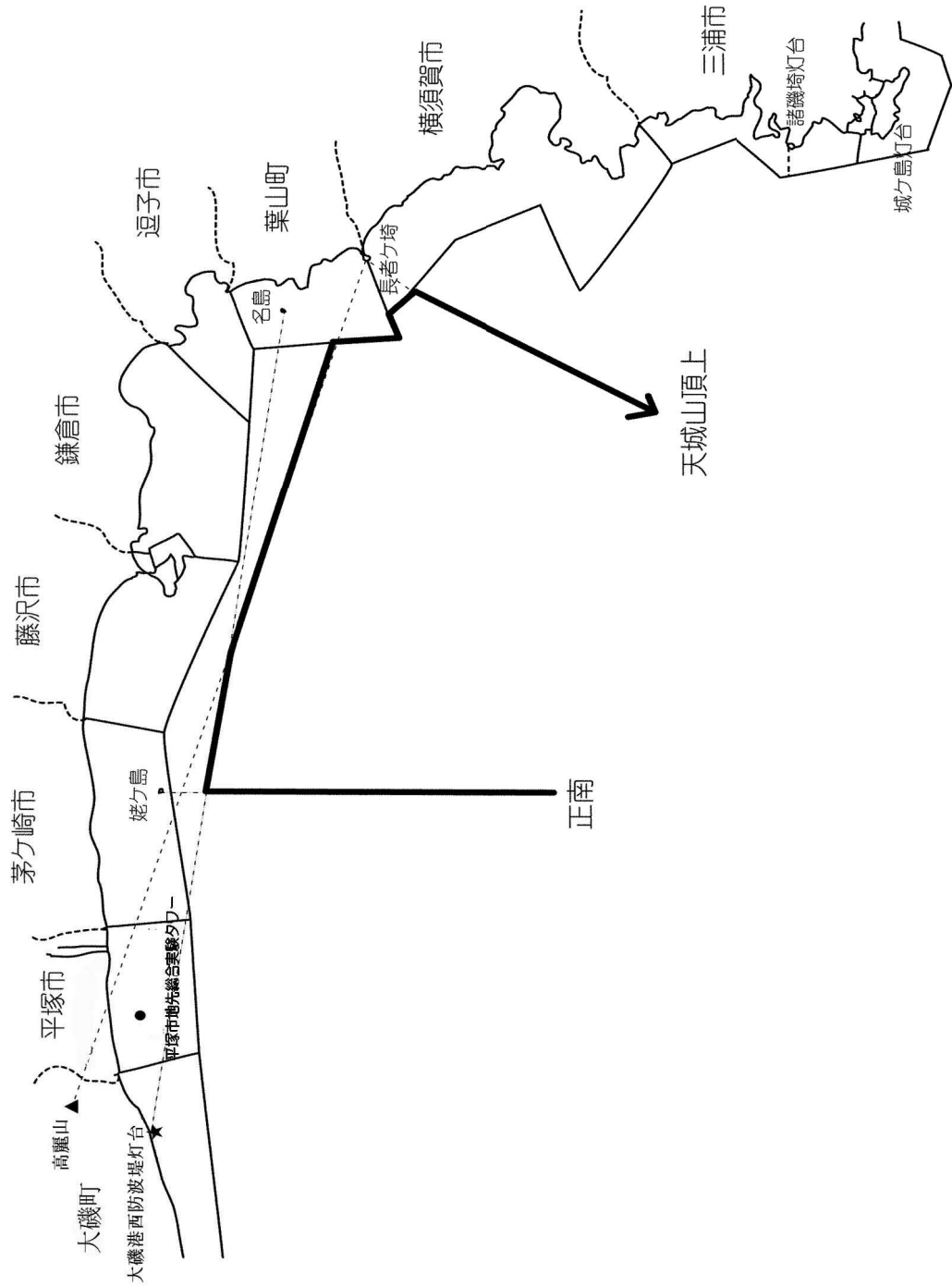
同上	5	同上	<p>三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。</p>	<p>12月1日から翌年5月31日まで三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、三浦市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面にあつては、12月1日から翌年4月30日までとする。</p>	<p>三浦市三崎に島根地を有している者</p>	同上	同上	同上
1	1			<p>三浦市晴海町に漁業根拠地を有している者</p>				
1				<p>11月1日から翌年4月30日まで。ただし、三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線に至る神奈川県海面にあつては、12月1日から翌年4月30日までとする。</p>	<p>三浦市三崎町諸磯に漁業根拠地を有している者</p>			

三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒崎より正西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	1	同上	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上の見通し線から、茅ヶ崎市先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤及び大磯港西防波堤の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	葉山町に漁業根拠地を有している者 逗子市小坪に漁業根拠地を有している者 鎌倉市に漁業根拠地を有している者 鎌倉市腰越に漁業根拠地を有している者 藤沢市片瀬海岸、江の島、片瀬に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
同上	4							
	1							
	5							
	3							

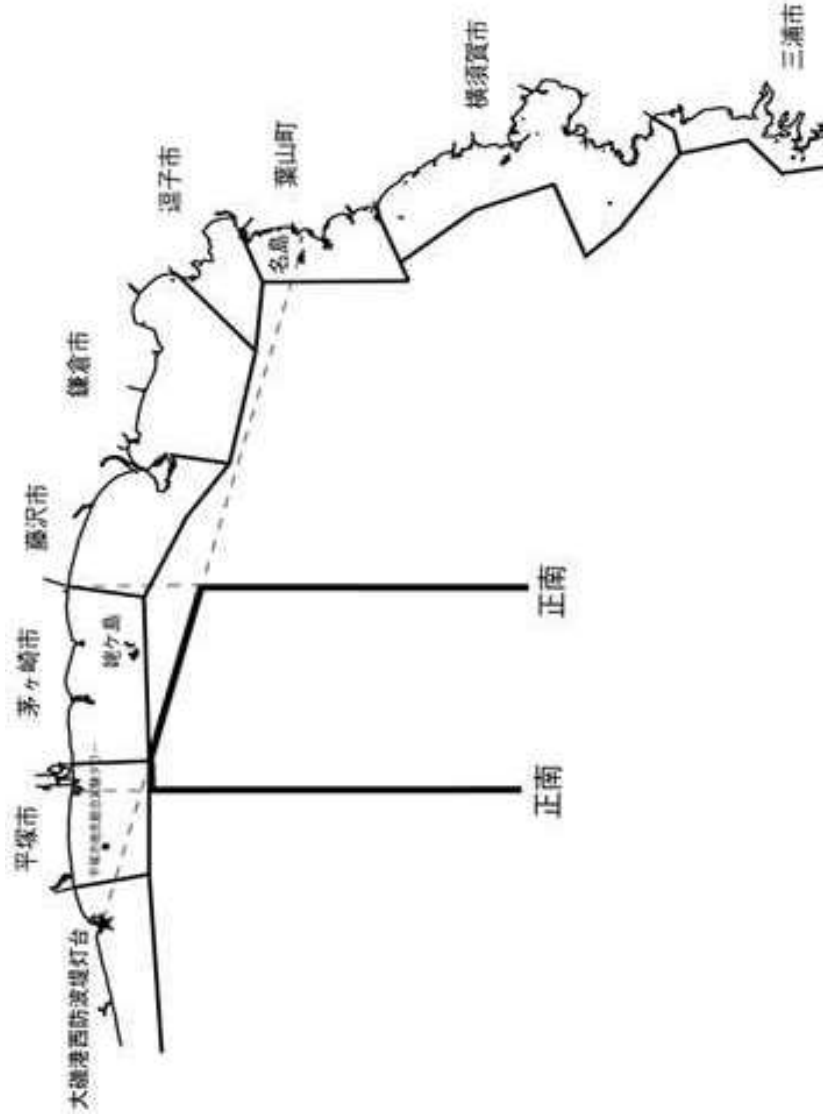
横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



ひらめ 一枚網 漁業	4	同上	茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日までただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	茅ヶ崎市に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
------------------	---	----	---	---	-------------------	----	----	----

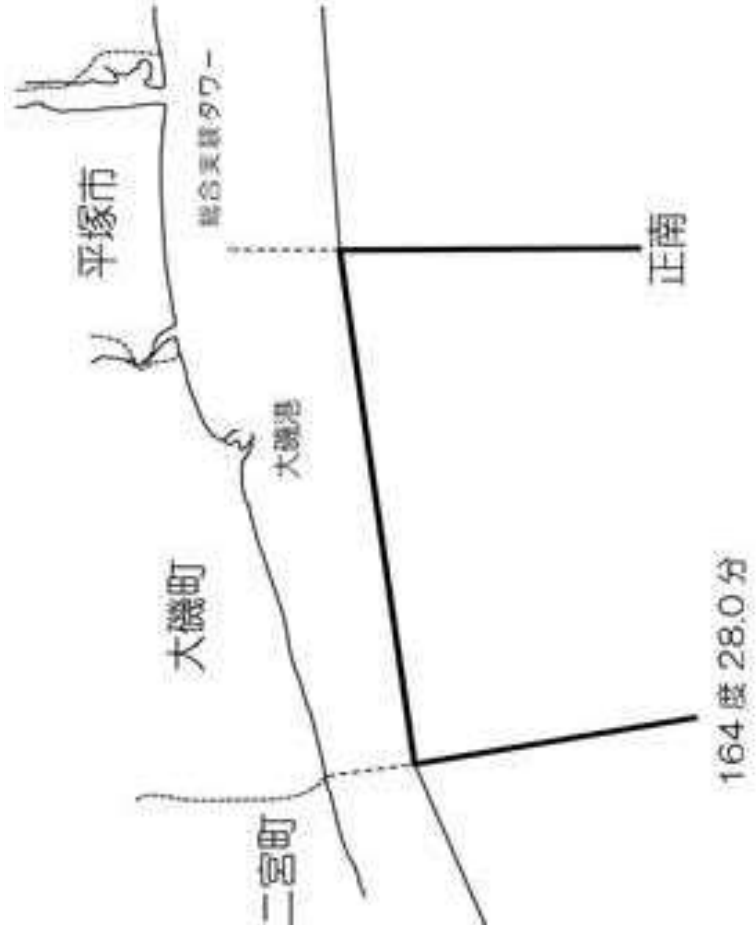
茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	4	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日までただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	--	---	------------------	----	----	----

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに同第16条第2項の規定に基づき許可の有効期間について、次のように定める。

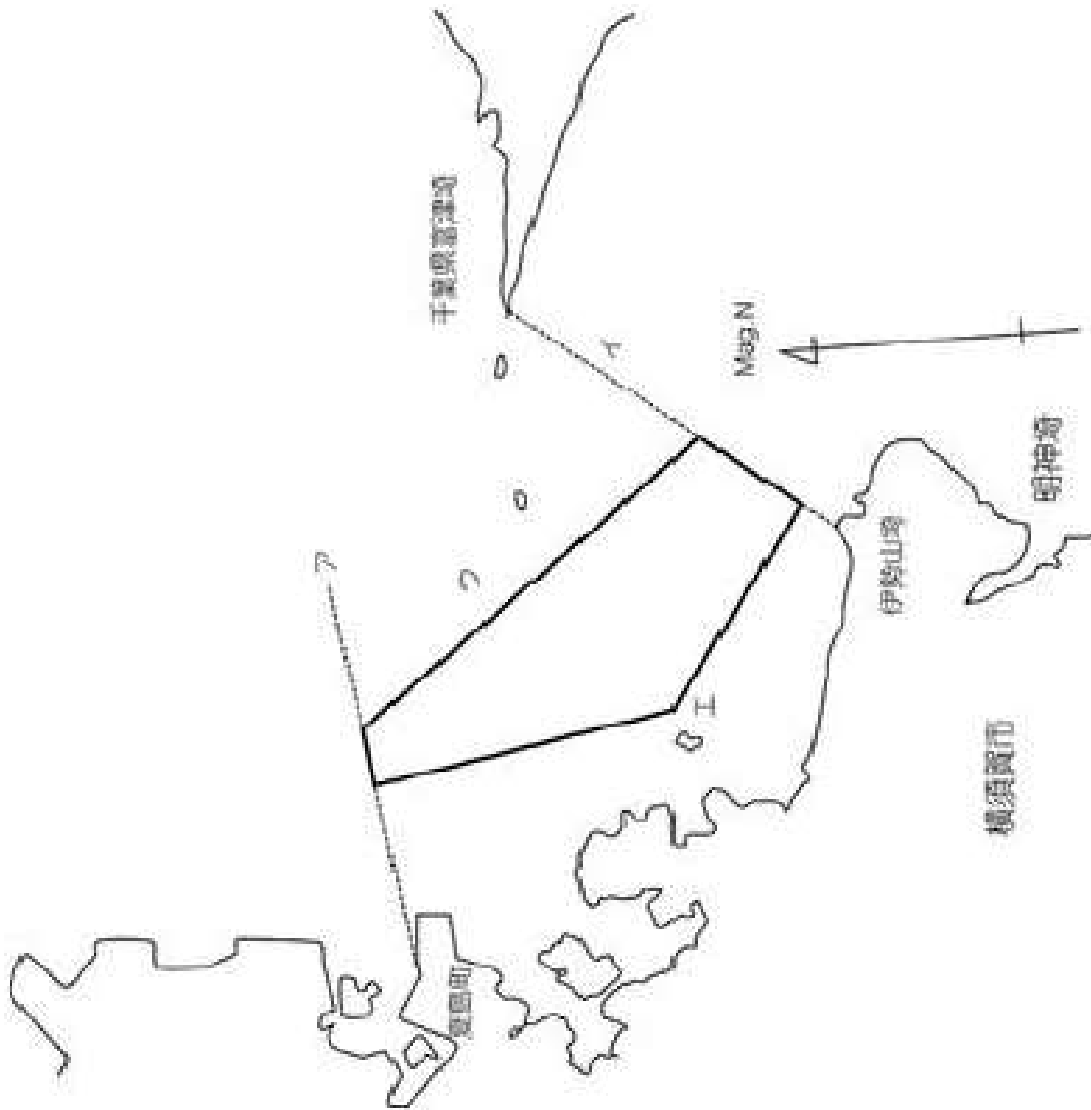
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をするべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい及びたいを目的とした三枚網漁業	1	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山埼突端と千葉県富津津埼突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山埼突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線	5月1日から12月31日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有している者	1 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1)目合 9cm以上 (2)網の高さ 3m以下 (3)網1反の長さ 70m以下 (4)1隻の網の使用反数 15反以下	令和3年9月7日から同年10月6日まで	令和3年10月21日から令和8年6月13日まで
			次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と	8月1日から翌3				

	<p>海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから3000メートルの所 ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300メートルの所 ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000メートルの所 ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海瀬島灯標を結んだ直線の延長線との交点 ヘ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海瀬島灯標とホを結んだ直線との交点 ト 千代ヶ崎突端</p>	

月 31 日
ま
で

- 次の線により囲まれた区域
- ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線
 - イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線
 - ウ ア線と、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線と、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を結ぶ線
 - エ 共第 1 号共同漁業権の沖合線



次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域

イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端

ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから3000メートルの所

ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300メートルの所

ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000メートルの所

ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点

へ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点

ト 千代ヶ埼突端

